

令和6年第1回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表

目 録

1	久喜宮代衛生組合監査委員条例の一部改正に伴う新旧対照表	1
2	久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	2
3	久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	3
4	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表（公布日施行）	4
5	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和6年4月1日施行）	6
6	久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	8
7	久喜宮代衛生組合し尿処理施設設置及び管理条例の一部改正に伴う新旧対照表	9

久喜宮代衛生組合監査委員条例（平成27年久喜宮代衛生組合条例第7号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>第243条の2の8第3項</u>の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。</p>

久喜宮代衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第5号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（報酬等）</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条から第3条まで及び第6条において「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 <u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で衛生組合規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p> <p>（給料等）</p> <p>第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3項において「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で衛生組合規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p>	<p>（報酬等）</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条から第3条まで及び第6条において「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬<u>及び期末手当</u> _____ を支給する。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 <u>期末手当</u> _____ は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で衛生組合規則で定めるものにあつては、<u>期末手当</u> _____ は支給しない。</p> <p>（給料等）</p> <p>第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3項において「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当<u>及び期末手当</u> _____ を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当<u>及び期末手当</u> _____ は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で衛生組合規則で定めるものにあつては、<u>期末手当</u> _____ は支給しない。</p>

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 [略] 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、 _____のうち、 基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（衛生組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として衛生組合規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 [略] 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、 _____のうち、 基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（衛生組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法</u> _____ _____第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として衛生組合規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表
（公布日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（期末手当） 第23条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第24条 略 2 [略] 3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養</p>	<p>（期末手当） 第23条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 略</p> <p>（勤勉手当） 第24条 略 2 [略] 3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養</p>

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 略

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 略

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （令和6年4月1日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（期末手当） 第23条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 〔略〕</p> <p>（勤勉手当） 第24条 略 2 略 3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養</p>	<p>（期末手当） 第23条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 〔略〕</p> <p>（勤勉手当） 第24条 略 2 略 3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養</p>

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）																								
<p>（特定任期付職員の給料表等） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 （以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="253 579 1093 836"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>380,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>427,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>477,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><u>539,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>615,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>380,000円</u>	<u>2</u>	<u>427,000円</u>	<u>3</u>	<u>477,000円</u>	<u>4</u>	<u>539,000円</u>	<u>5</u>	<u>615,000円</u>	<p>（特定任期付職員の給料表等） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 （以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1149 579 1998 836"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>422,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>472,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><u>533,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>608,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>376,000円</u>	<u>2</u>	<u>422,000円</u>	<u>3</u>	<u>472,000円</u>	<u>4</u>	<u>533,000円</u>	<u>5</u>	<u>608,000円</u>
号給	給料月額																								
<u>1</u>	<u>380,000円</u>																								
<u>2</u>	<u>427,000円</u>																								
<u>3</u>	<u>477,000円</u>																								
<u>4</u>	<u>539,000円</u>																								
<u>5</u>	<u>615,000円</u>																								
号給	給料月額																								
<u>1</u>	<u>376,000円</u>																								
<u>2</u>	<u>422,000円</u>																								
<u>3</u>	<u>472,000円</u>																								
<u>4</u>	<u>533,000円</u>																								
<u>5</u>	<u>608,000円</u>																								

久喜宮代衛生組合し尿処理施設設置及び管理条例（平成22年久喜宮代衛生組合条例第13号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）										
<p>(名称及び位置) 第2条 [略]</p> <table border="1" data-bbox="253 507 1111 592"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久喜宮代清掃センター</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(委任) 第3条 [略]</p>	名称	位置	久喜宮代清掃センター	[略]	<p>(名称及び位置) 第2条 [略]</p> <table border="1" data-bbox="1149 507 2000 635"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久喜宮代清掃センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>八甫清掃センター</td> <td>久喜市八甫2525番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(受入れ拒否又は搬入量の制限) 第3条 管理者は、施設の管理上必要があると認めたときは、し尿等の受入れを拒否し、又は搬入量を制限することができる。</p> <p>(委任) 第4条 [略]</p>	名称	位置	久喜宮代清掃センター	[略]	八甫清掃センター	久喜市八甫2525番地
名称	位置										
久喜宮代清掃センター	[略]										
名称	位置										
久喜宮代清掃センター	[略]										
八甫清掃センター	久喜市八甫2525番地										